

～ 被災者支援業務に携わる  
市区町村職員の皆様へ ～

発災前準備事項整理

# 災害が発生したときに備えて



 宇土市

健康福祉部福祉課復興支援係



# この資料の事は、他所の話だと思って読み流そうとしていませんか？

## 各種の住家災害



落雷



水没



地震



土砂崩

平成28年熊本地震が起こる前、熊本県は地震が少ない地域としてPRしていました。

私たち職員もまさか、このような大規模な災害が身近で起こるとは思っていませんでした。

発災後、被災者支援業務に携わる中で私たちの経験から得たものを残したのが、この資料です。

## 住まいに関する被災者支援業務フロー（各種災害共通）

### 発災前準備

- |   |                     |      |
|---|---------------------|------|
| ① | 住家被害認定調査・罹災証明書の交付準備 | P 6  |
| ② | 応急仮設住宅・災害公営住宅の建設準備  | P 11 |
| ③ | その他                 | P 17 |

### 災害発生

### 住まいの 再建支援

- |   |                   |      |
|---|-------------------|------|
| ① | 必要な支援の把握          | P 24 |
| ② | 住家被害認定調査・罹災証明書の交付 | P 25 |
| ③ | 各種支援制度の活用         | P 26 |

住まいの確保

# 発 災 前 準 備

## 発災前準備

### ① 住家被害認定調査・罹災証明書の交付準備

#### 罹災証明書とは？

地震や風水害などの自然災害で住家が被害を受け、各種被災者支援給付や税の減免などの手続きに必要なのが**罹災証明書**です。

罹災証明書は、被災者の申請に基づき、市区町村が家屋の被害状況の調査（**住家被害認定調査**）を行い、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」を認定・発行します。

迅速な罹災証明書の発行が、被災者支援の第一歩となります。

#### 法的根拠等

罹災証明書・・・災害対策基本法 第90条の2

住家被害認定調査・・・内閣府「災害に係る住家被害認定基準運用指針」

#### り災証明書

●年●月●日

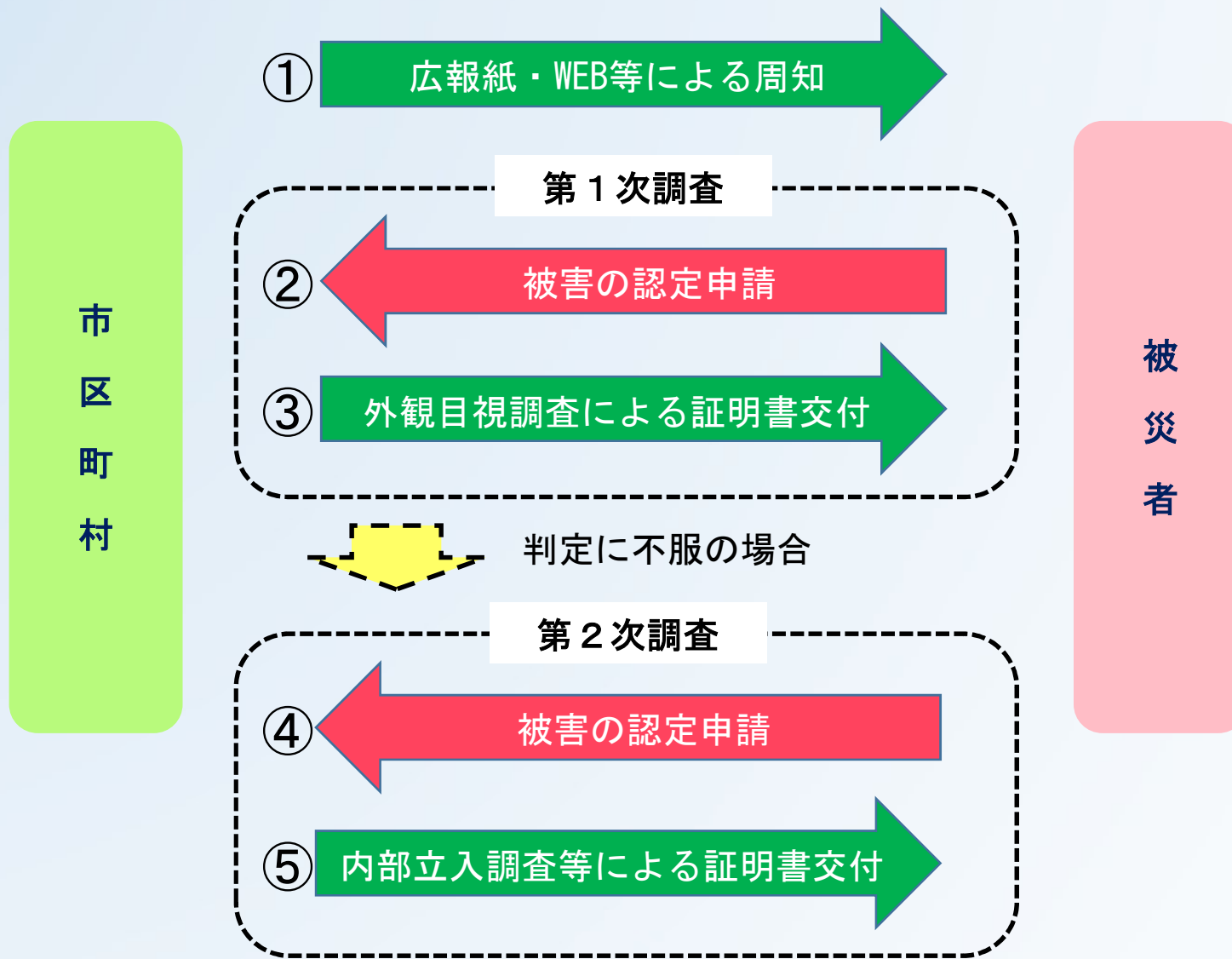
世帯主住所	宇土市浦田町●▲番地		
世帯主氏名	宇土 拓也		
り災原因	平成28年熊本地震による		
り災物件所在地	宇土市浦田町●▲番地		
り災物件	居宅		
り災世帯構成	計 2人		
氏名	生年月日	性別	続柄
宇土 拓也	●年●月●日	男	世帯主
宇土 花子	●年●月●日	女	妻
被害の程度	全 壊	浸水の程度	
備考			

上記のとおり相違ないことを証明します。

●年●月●日

宇土市長 ●▲●▲

# 罹災証明書発行フロー



※調査は、内閣府「災害に係る住家被害認定基準運用指針」により実施。

罹災証明書発行業務は、住基と連動したシステムを推奨します



罹災証明書は、「住民登録のある市区町村」で、「住民登録の世帯単位」で発行します。これは、罹災証明書発行後に被災者が申請する各種支援制度の殆どが、一つの被災家屋であっても、複数世帯の住民登録があれば、各々が制度の対象となるためです。

宇土市においては発災当初、罹災証明書発行システムと住基システムが連動しておらず、住民登録上の世帯を確認できないまま申請者から届出を受理し、証明書を発行していたため、支援受給申請時に住民登録上の世帯に合わせて、後から証明書を再作成するケースが多発し、業務の負担が増えるという状況でした。

※住民登録が無い場合でも、被災地を生活の拠点としていた事実を確認できれば発行できる場合があります。



## 罹災証明書と被災証明書の違い



罹災証明書が、住家（災害時に人が居住していた建物※）の被害を調査に基づき証明するものであるのに対し、被災証明書は、住家以外の店舗・事務所・作業場・設備・車等が被害を受け、市区町村が被災状況の認定申出を受理したことを証明するもので、調査は伴いません。主に保険請求手続き等で使用されます。

※平成28年熊本地震では、市区町村が実施する公費解体が国の補助を受けて実施できることになり、罹災証明書が住家だけでなく非住家にも必要となりました。このことにより、住家だけでなく非住家にも罹災証明書を交付しています。

## 被害認定調査員の育成



宇土市では、固定資産税の家屋評価業務を外部委託していたこともあり、自前での住家被害認定調査への対応ができず、専門の業者や他自治体からの派遣職員に依頼していました。最大9班編成で被災住家の調査にあたりましたが、当初は被害程度の認定にばらつきがあったり、調査員に十分な説明もできないまま、とにかく現場へ行っていただいたり、様々な問題はその都度解決するという状況でした。

このような多くの反省をふまえ、平成30年度から市職員を対象とした被害認定調査員の育成研修を開始しています。



「下げ振り」による傾きの調査



応急仮設住宅とは？

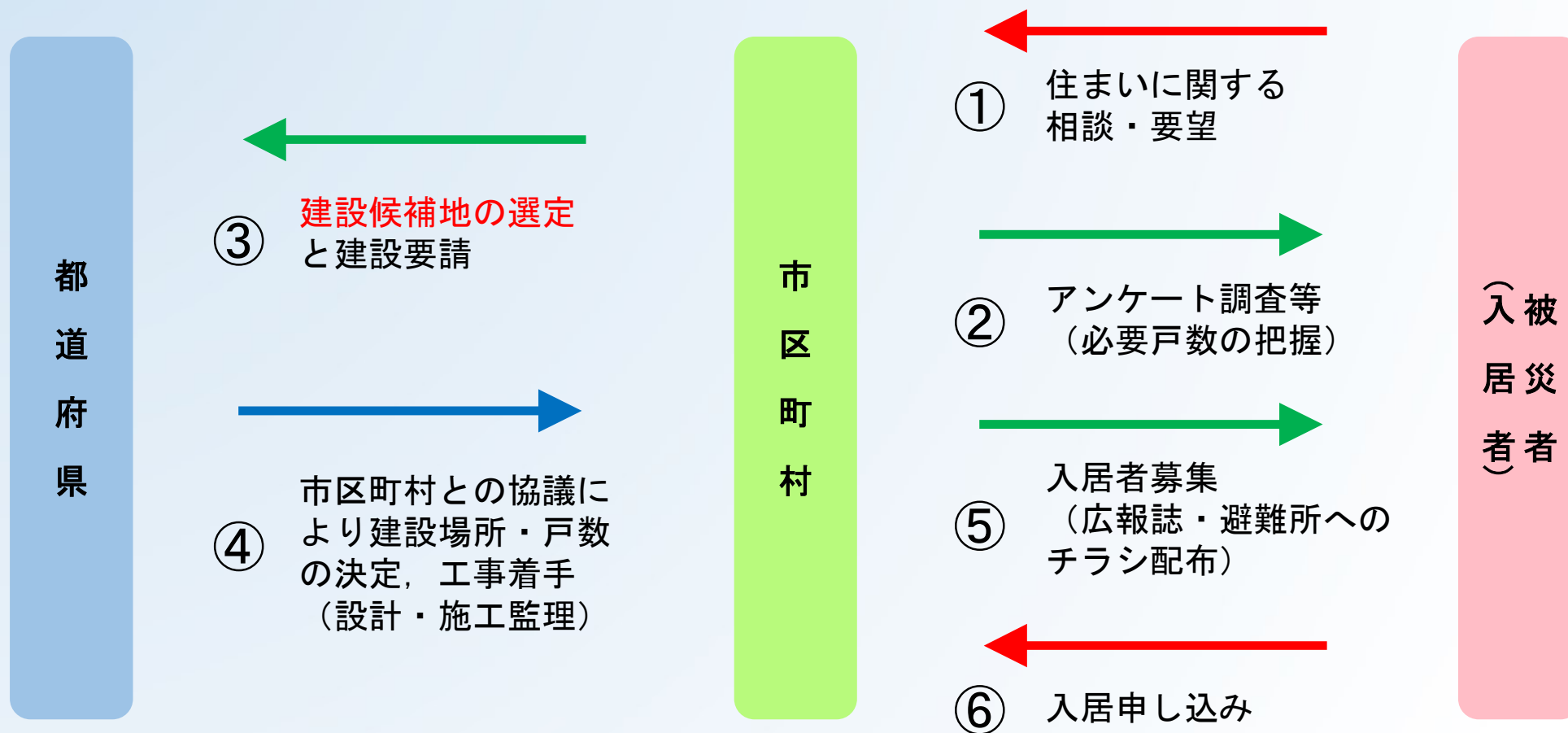
応急仮設住宅とは、災害救助法の適用を受けた大規模災害によって住家が全壊等の被害を受け、自らの力では住まいを確保することが困難な被災者に対し、都道府県が時限的に住宅を提供するものです。

応急仮設住宅は、プレハブ住宅等を新設する建設型と民間賃貸住宅を都道府県が借り上げて、被災者に提供する借上型（みなし仮設）の2種類があり、原則2年間、被災者に無償で提供されます。

法的根拠等

災害救助法

## 応急仮設住宅（建設型）に関する業務フロー



- ⑦ 入居申込後，入居者の決定（抽選会など），入居者支援，仮設住宅の維持管理，入退去者管理などが市区町村の業務となります。

建設地は、多目的に利用できる公有地がベスト  
災害の種類に応じ、候補地を選定しておく



仮設住宅の建設候補地については、多目的に利用できる公有地の中から、災害の種類に応じて複数選定しておくことが重要です。

また、公有地本来の性質（目的・用途）から、占用許可等の諸手続きが必要か、仮設住宅の建設に支障をきたさないか事前に確認したうえで、用地を選定しておくことをお勧めします。



建設地となった都市公園



仮設住宅完成



## 災害公営住宅の建設も視野に入れること



市区町村は、被災世帯が多い場合、応急仮設住宅から自力で恒久的な住まいへ再建できない世帯向けに、公営住宅を提供しなければなりません。

しかし、既存の公営住宅の空きが無く、恒久的に活用できる公用地があるのであれば、応急仮設住宅の建設前に災害公営住宅の建設用地として空けておくことも検討すべきです。

（災害公営住宅を建設するために、仮設住宅入居者に移転を求めた他の自治体の例もあります。）

### 災害公営住宅とは？

災害で住家を失い、経済上自力での生活再建が難しい被災者向けに、国の補助を受けた県や市区町村が整備し、安い家賃で貸し出す住宅です。

（住家を失った被災者の最後の受け皿）

整備費は、一般的な公営住宅に比べて国からの補助率が高く、地方公共団体の負担は軽減されますが、恒久的に活用できる建設用地の確保が必要となります。

法的根拠等

公営住宅法



宇土市で整備した災害公営住宅

定期的に公有地を利用する団体や住民へは、災害時の利用制限について、事前周知しておく



定期的に公園・広場等の公有地を利用する団体や住民にとって、仮設住宅を建設することにより、施設が利用できなくなると、反発（苦情）を受ける可能性があります。

公有地の迅速な活用を行うためには、施設の利用者に「災害時の利用計画」について事前説明を行い、理解を得ておくことをお勧めします。



仮設住宅建設予定地（公園）を利用する住民

## 建設戸数は、被害規模に応じて決定



建設戸数を決定する時は、被害規模に応じて一度にまとまった戸数を要請するか段階的に不足戸数を要請するかの判断が必要です。

宇土市における建設型応急仮設住宅の建設戸数については、当初、罹災判定が大規模半壊以上であったため、対象となる約100世帯に必要な有無を電話調査し、2団地66戸の建設を決定しました。その後、初回の抽選会で漏れた世帯数や、入居要件が大規模半壊以上から半壊以上に緩和されたこと、また半壊以上の罹災判定が徐々に増えていったことを考慮しながら、初回の抽選会后1団地18戸、2回目抽選会后に3団地59戸の追加建設を決定しました。

また、段階的に追加建設しましたので、抽選漏れ世帯の世帯構成を勘案しながら、必要な間取り（1DK／2DK／3K）毎の戸数も調整することができ、過剰な建設による不必要な公有地の利用を防ぐ事ができました。



応急仮設住宅完成



自治体間の人的支援（受援計画）に関すること

応援職員の要請は、可能な限り必要な職位・スキル等を伝えること



各方面からのプッシュ型支援は、発災直後の短期的な人的資源の確保には有効です。しかし、時間の経過とともに、現場で必要とされる人数や業務内容は変化していきます。

現場業務にあたる職員の声を基に、被災自治体の経験・知識を有する応援職員の派遣を依頼できるような体制づくりを平常時から行っておくことが重要です。



応援職員の活動状況



応援いただいた自治体の一覧

## 災害ごみの処理に関すること

大規模な災害が発生すると、大量の災害ごみ等が発生します。被災自治体は、廃棄物処理計画により事前に決められた仮置場を開設し、また同様に決められた受入品目や仮置場レイアウト等により、災害ごみの受入れを行います。受入れ後の処理については、災害廃棄物処理に関する協定を締結している産業廃棄物協会に要請し、品目毎に処分することとなります。

災害発生後速やかに、この一連の対策が行えるよう、実効性のある災害廃棄物処理計画を策定しておくことが重要です。

法的根拠等

環境省「災害廃棄物対策指針」

### ごみ処理施設で受入れできない物への対応

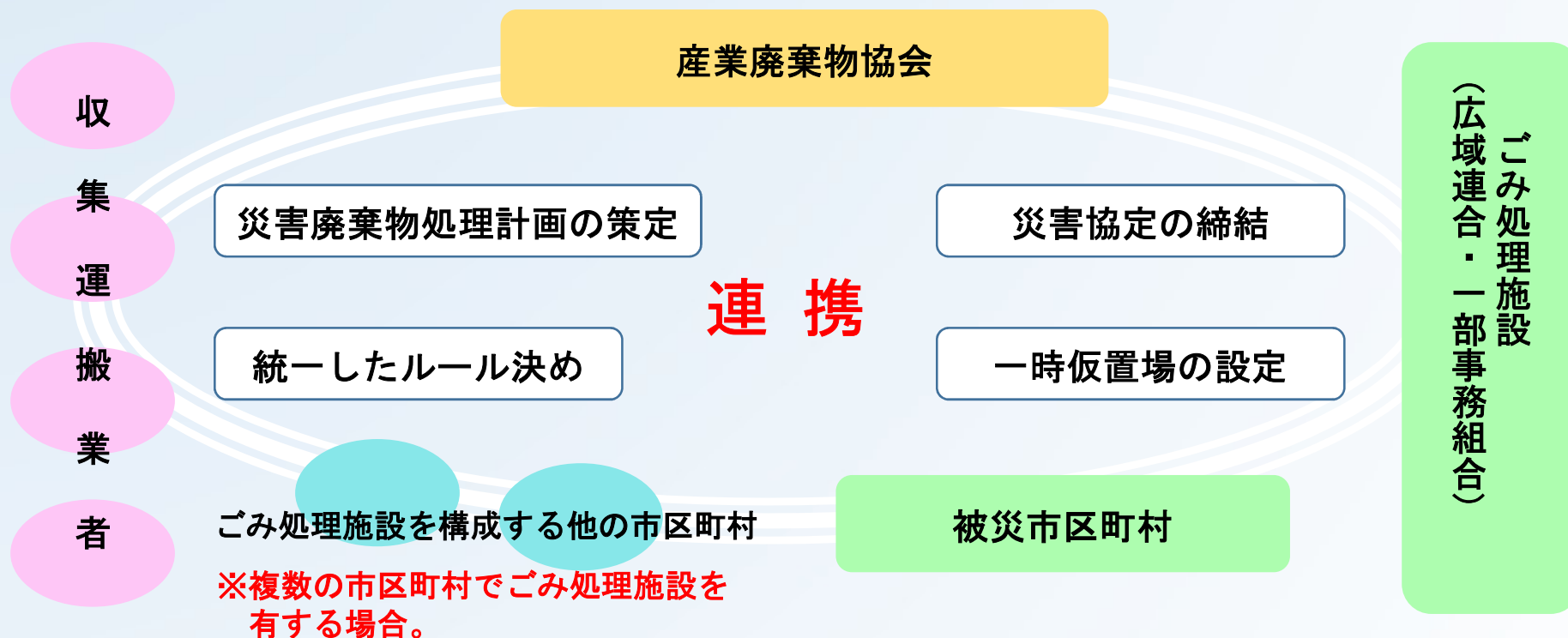
宇土市での事例ですが、地震と同年の6月、豪雨災害により民家の床下に流入した大量の土砂の処分が問題となりました。発生した土砂（泥・石・岩）は、廃棄物ではなく自然物であるため、災害ごみとして受入れができず、市から土のう袋を住民に配布し、それに詰めた土砂について回収し、市指定の仮置場に集積することで対応することにしました。

電話等により多くの方から処分方法について相談があり、大変苦慮しました。

## 発災前から関係機関との連携を



ごみ処理は、産業廃棄物協会、収集運搬業者、ごみ処理施設、また同一のごみ処理施設を構成する他の市区町村など関係機関の相互協力（連携）が必要であり、平常時から統一したルール決めや災害廃棄物処理計画の策定、また関係機関と災害協定を締結する等の備えを行っておくことが重要です。



## 災害ごみの一時仮置場（集積場所）の選定



災害ごみの一時仮置場については、下記の点に注意し候補地を選定しておかれることをお勧めします。

- ①地震・台風・水害 / 大地震・大水害など、災害の種類やレベルに応じた候補地を複数選定しておく。
- ②搬入・搬出路は安全か。運搬車同士のすれ違いは可能か。また、狭い道路沿いの住民（行政区）には、事前に協力要請が必要。（近隣住民がいない場所がベストです。）
- ③学校等の避難所、自衛隊野営地のほか、仮設住宅建設候補地など土地利用のニーズの有無を確認すること。
- ④土壌汚染の恐れがあるため、学校グラウンドや農地は極力避ける。
- ⑤地面は、コンクリートやアスファルトがベスト。  
泥地だと雨の日は車両によって道路にまで泥が付着し、晴れば、それが粉塵となり巻き上がります。



一時仮置場へ次々と搬入される災害ごみ

## 宇土市での実例

一時仮置場は、市の清掃センター敷地内に広い空き地がありましたので、直ちに設置することができましたが、人員体制など準備が不十分だったことにより、災害ごみの分別はほとんどできませんでした。そのため、搬出できない混合ごみが山積みとなり、約10日でいっぱいになることが判明しました。そのため急遽、次の仮置場を選定・設置しなければなりませんでした。

選定は、事前に災害時の応援協定を締結していた市内業者に、協定に基づいて協力要請を行い、敷地の一部を仮置場として無償で提供していただくことができました。

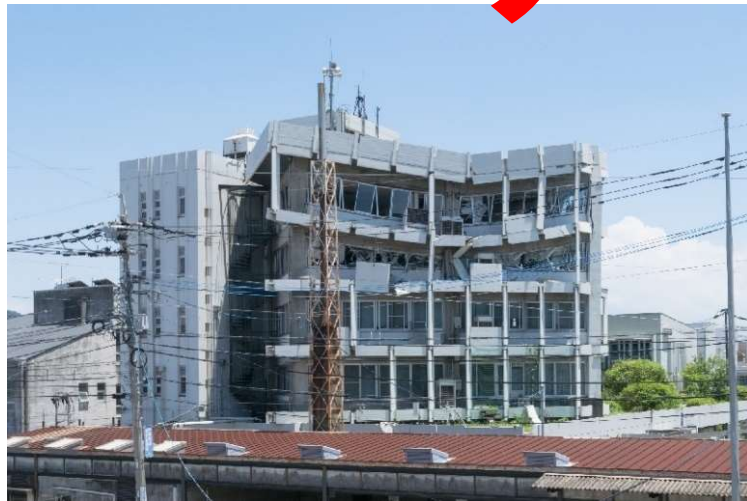


集積場所となった市内業者提供の仮置場





**災害発生!!**



# 災害発生後の 住まいの再建支援

## 住まいの再建支援

### ① 必要な支援の把握

#### 住民（被災者）

相談  
依頼

住家が被害を受け、家屋に立入る事も出来ない。  
避難所での生活はいや。一刻も早く仮設住宅へ入居したい。  
生活再建の資金がない。  
子供の就学費用が払えない。  
被災家屋を解体し、新築したい。  
災害ごみの処分方法がわからない。・・・などなど。

#### 市区町村

聞き取り  
相談内容の整理  
回答

相談・要望事項を聞き取りし、相談1件ごとに、見出しを付け整理保管。その場で、回答できるものは回答。できないものについては、無理せず後日回答する。



窓 口 の 設 置

早急な対応が  
求められる!!

- ・ 相談窓口の設置。
- ・ どの部署が事務を行うのか。（税務課などの既存部署 or 新設？）
- ・ 受付場所は？ 何か所？
- ・ 被害程度を認定証明する基準は？
- ・ 調査は誰が行うのか。1人？2人1組？
- ・ 他の自治体から派遣された職員に依頼できる事。できない事。

・・・などを、被災自治体は、早急に対応しなければなりません。

## 住まいの再建支援

### ③ 各種支援制度の活用

#### 宇土市で活用した主な被災者支援制度

応急仮設住宅（建設型）

みなし仮設住宅（民間賃貸住宅借上型）

応 急 修 理

被災者生活再建支援金

被災家屋の解体・撤去

義 援 金

災害弔慰金・災害障害見舞金

## 応急仮設住宅（建設型）

## 災害救助法に基づく支援

## みなし仮設住宅（民間賃貸住宅借上型）

住家が滅失した被災者の内、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設（建設・貸与）し、一時的な居住の安定を図ります。

建設型の仮設住宅は、市区町村が建設用地を選定し、都道府県が建設します。みなし仮設住宅は、民間のアパート等を借り上げ、都道府県が家賃負担します。どちらも家賃無償で、入居期間は原則2年間（平成28年熊本地震の場合）です。

※入居期間は、入居者の再建状況等を考慮し、内閣府の判断により延長となる場合があります。

## 応急修理

災害により半壊・大規模半壊等の被害認定を受け、自らの資力では修理できない世帯に対し、被災した住宅の居室・台所・トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行うことで、被災者が引き続き元の住宅に住むことができるように支援する制度です。

支援を受けるには、被災者が修理を依頼する事業者から見積書を聴取し、市区町村へ申請します。市区町村は内容審査後に直接修理業者へ修理を依頼します。

修理費用は、限度額（熊本地震の場合576,000円）の範囲内を市区町村が直接業者へ支払い（現物給付）、超える部分について被災者が負担します。

## 仮設住宅入居後は、早期の住まい再建支援業務の着手を



災害救助法による仮設住宅の入居期限は、原則2年間です。場合によっては、その期限は延長される可能性があります。アパート等の民間賃貸物件は、後になればなるほど、ニーズに合う物件がなくなったり、自宅建築工事についても契約を早い段階で行わないと、施工業者が見つからず着工が遅れる等の障害が発生します。

そのため、応急仮設住宅には入居期限があること、行動が遅れれば遅れるほど選択肢が少なくなること、また想定外のような障害が発生する可能性があることを丁寧に説明しながら、早期の住まい再建支援業務に着手することが重要です。

### 要注意！

被災世帯が多ければ、生活困窮・金銭管理不能・高齢・障がい・市税等の高額滞納の他、様々な問題を抱える世帯が存在します。このような問題を解決しないまま、住まい再建支援のみを行うと、「再建が進まない」「再建できたにしても、新たな再建先で問題が発生し、また住まいを失う」「気づいた時には支援できる部署や制度がない」など負のスパイラルに陥る危険性があります。

住まい再建の目的は、応急仮設住宅からの退去ではなく、生活の再建です。問題のある世帯の早期の把握と、それぞれの問題に対応する専門部署と連携しながら、根本的な問題の解決を住まい再建支援業務と同時に進めていくことが重要です。

# 仮設入居世帯毎のデータ管理書式（例示）

※宇土市の場合、管理システムを導入していなかったため、エクセルによる、入居者管理を行いました。

住宅再建個別支援調査票

管理番号		●●●	種 別	仮設住宅	退去区分		退去予定日			
住居情報	住 所	●●町●●番地					市町村名	宇土市		
	団地名・方書	●●仮設団地		部屋番号	●号	駐車場番号	●号			
	間取り	2DK	スロープ	有	ペット	無	入居実態	有		
契約者情報	氏 名	●● ●●			フリガナ	●●●● ●●●●				
	電話番号1	●●●●-●●●●-●●●●			電話番号2	●●●●-●●●●-●●●●				
	宇土市住民票有無	有			生年月日	S●.●.●				
	被災前住所	宇土市●●町●番地					みなし仮設県決定番号			
	被災前住居区分	持ち家			応急修理の有無	未使用				
	罹災区分	全壊		罹災番号		解体の有無	有 (S●.●.●)			
	特記事項									
世帯情報	入居人数	●人	支援区分	1支援不要	特記事項					
		氏 名	続柄	生年月日	年齢	氏 名	続柄	生年月日	年齢	
	世帯員1	●● ●●	本人	S●.●.●	●	世帯員2	●● ●●	妻	S●.●.●	●
	世帯員3	●● ●●	子	H●.●.●	●	世帯員4	●● ●●	子	R●.●.●	●
契約情報	契約始期	H●.●.●			契約終期	H●.●.●				
	特定延長の有無	延長希望有			契約書提出	有				
	特定延長終期	—			特記事項					
再建状況	意向調査有無	◎			再建予定	○				
	再建方法	自宅再建			再建時期	H●.●頃				
	災害公営入居の可否				自主再建の可否					
支援金情報	基礎受給	受給①	●●		受給日	H●.●.●				
		受給②(半壊解体)								
	加算受給	建設・購入	○		受給日	H●.●.●				
		補修 賃貸				支援金申請時の住宅再建日 (添付契約書の建設、購入、 賃貸等の日付)				
罹災証明複数世帯										
経過記録	番号	区 分	対応日	対応職員	内 容					
	1	電話	H●.●.●	●●	隣の家のペットの鳴き声がうるさい					
	2	来庁	H●.●.●	●●	延長届書提出					

入居者対応の経過・個別事情等を記録し、係内で情報共有することにより、各種の支援制度まで含めた入居者支援業務に活用しました。

## 被災者生活再建支援金

### 被災者生活再建支援法 に基づく支援

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に金銭を支給します。住宅の被害程度（基礎支援金）と住まい再建方法（加算支援金）に応じ定額渡し切り方式で支給されます。支援金は、使いみちの制限もなく非課税であることから、被災者にとって大変利用しやすい制度となっています。なお、申請窓口は市区町村となっており、（公財）都道府県センターに申請書類を送付し、後日被災者へ直接支払われます。

#### 【対象となる世帯と支給金額】

基礎支援金	被害程度	加算支援金	再建方法	合計
全壊・ 半壊（大規模半壊 含む）で解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅除く）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅除く）	50万円	100万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の4分の3の金額を支給。

## 被災家屋の解体・撤去

## 廃棄物処理法に基づく支援

被災家屋の解体・撤去は、被災した家屋等の所有者からの申請に基づき、市区町村が解体・撤去が必要と判断した場合、所有者に代わって市区町村が公費により解体・撤去を行う制度です（公費解体）。

この支援制度は、個人の所有物である家屋等の解体費を単に補助するものではなく、近隣の道路・住家等の生活環境の早期復旧や公衆衛生の向上を図ることを目的とした支援制度で、廃棄物処理法に基づき、国からの補助を受けて市区町村が実施します。

熊本地震においては、半壊以上の判定を受けた家屋等※について、公費解体の対象とされました（阪神・淡路大震災、東日本大震災に続く3例目）。

### ※公費解体の対象となった家屋等

住家（災害時に人が居住していた建物）及び非住家（個人所有の小屋・車庫等の建物のほか、中小企業の事務所も含まれました。）



## 関連する支援制度（住宅支援）

※平成28年熊本地震の場合

判定結果 支援制度	全 壊	大規模半壊	半 壊
災害救助法 に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急仮設住宅 建設型（プレハブ仮設住宅）</li> <li>・ 応急仮設住宅 民間賃貸住宅借上型（みなし仮設住宅）</li> </ul>		条件付で 入居可
	<p>応急修理 上限576,000円（半壊のみ当初所得要件があった） ※全壊の場合は、修理を行うことで居住が可能となる場合のみ該当</p>		併給不可
被災者生活 再建支援金	<p>基礎支援金100万円 （1人世帯の場合75万円）</p>	<p>基礎支援金50万円 （1人世帯の場合は37.5万円）</p>	併給可
<p>※解体する場合のみ 基礎支援金100万円 （1人世帯の場合は75万円）</p>		<p>＜加算支援金＞※住宅の再建方法に応じて支給される</p> <p>建設・購入 200万円（1人世帯の場合は150万円） 補修 100万円（1人世帯の場合は75万円） 賃貸 50万円（1人世帯の場合は37.5万円）</p>	
被災建物等解体・ 撤去制度 （公費解体）	<p>損壊家屋の解体撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村が主体となる解体が対象</li> <li>・ 個人で解体した場合も遡及して対象</li> </ul>		



## 被災者支援専門部署の創設を推奨



災害救助法に基づく支援，被災者生活再建支援金及び被災建物等解体・撤去制度（公費解体）は，各々が関連する制度であるため，制度を適用する場合は，各被災世帯の受給状況を確認することが必要となります。また，持ち家の解体の判断，当面の住まいの確保，最終的な再建までの将来設計を一緒に考えることができるという理由もあり，発災後の被災者支援専門部署の創設を推奨します。被災者支援部署が，最前線で被災者のニーズを把握することにより，各専門の部署（公営住宅・福祉）と横断的に関わりながら，被災者の住まい再建を促していくことが理想です。

宇土市では，被災者生活再建支援金や応急仮設住宅入居等の支援を受けるため，被災者が安易に被災家屋の解体を選択し，解体後に「自宅再建したいが資力がない」「民間賃貸住宅で再建したいが審査が通らない」などの理由で思うように再建が出来ず，後で後悔されるというケースがありました。被災住家の解体時に，先々の事（将来の希望・受けられる支援制度・リスク）まで説明できれば，被災者の再建もよりスムーズに運ぶと考えています。

## 義 援 金

多くの方から温かい気持ちとともに寄せられた義援金を、義援金配分委員会において決定した基準に基づき、被災者へ配分します。

県義援金，市義援金共に，被災者からの申請・相談窓口は宇土市役所です。

### 〔 熊本県義援金の配分基準 〕

区分 [人的被害]	金額	区分 [住家被害]	金額
死亡者 行方不明者	105万円	全壊	87万円
		半壊以上 で解体	
重傷者	12万円	大規模半壊	44.5万円
		半壊	
		一部損壊で対象となる修繕に100万円以上支出	10万円

### 〔 宇土市に直接入った義援金の配分基準 〕

区分 [住家被害]	金額
一部損壊で対象となる修繕に50万円以上支出	5万円
一部損壊で対象となる修繕に30万円以上50万円未満支出	4万円
一部損壊で対象となる修繕に100万円以上支出	2万円

県義援金・市義援金を合算し，12万円を支給

## 災害弔慰金・災害障害見舞金

## 災害弔慰金の支給等 に関する法律

### 災害弔慰金

#### 【制度概要】

地震によりお亡くなりになった方の遺族に対して災害弔慰金を支給。

#### 【支給金額】

亡くなった方が生計維持者	500万円
生計維持者以外	250万円

### 災害障害見舞金

#### 【制度概要】

地震により重度の障害を受けた方に災害障害見舞金を支給。

#### 【支給金額】

重度の障害を受けた方が生計維持者	250万円
生計維持者以外	125万円

## 災害関連死認定等のマスコミ対応は慎重に



災害に起因する直接的な死亡や、災害関連死等の情報は、世間的にも注目度が高く新聞・テレビ等でよく取り上げられます。マスコミからの取材依頼があった場合は、安易に回答せず、担当者を決めて対応されることをお勧めします。

もちろん公表する内容についても、個人情報をも特定される恐れがないか、遺族への配慮ができているかなど、十分に協議した上で対応する必要があります。

## 申請者（遺族）への対応は丁寧に



災害関連死は、遺族からの申出書を市区町村が実施する認定審査会に諮り、認定審査会の答申を基に市区町村の長が認定します。申出書には発災前後の状況・災害との関連性・死亡に至る経緯などの詳細を書面に記載し、提出していただく必要があり、遺族の心情に配慮しながら丁寧な対応が必要となります。

中には、市区町村の担当者が申請を受け付けた時点で、認定される可能性が低くても、遺族が申請してこられる場合があります。そのような場合は、認定されること自体が容易でなく、認定されない可能性があることを、重ねて丁寧に説明し、対応されることをお勧めします。

## 関連する各種の法律

### 災害対策基本法

日本国民の生命・身体・財産を災害から保護することにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律です。

### 災害に係る住家被害認定基準運用指針（内閣府）

市区町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とします。

### 被災者生活再建支援法

被災して住宅が壊れてしまった住民のために資金的な援助を行う法律です。  
※自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国からの補助金と都道府県が相互扶助の他観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を交付します。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

## 関連する各種の法律

### 災害救助法

災害が発生すると被災者救援のために、地方自治体には多額の費用が発生します。この費用を国が一部負担する法律が「災害救助法」です。災害救助法では応急救助に伴って発生する費用を国が一部負担します。この法律は指定の基準を満たす場合適用され、都道府県が実施主体となり、各種の救助を行います。

### 災害廃棄物対策指針（環境省）

地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、特に地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する各種自然災害（地震、津波、豪雨、洪水、竜巻、高潮、豪雪等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、基本的事項を整理したものです。

### 災害弔慰金の支給等に関する法律

災害が発生すると多くの死傷者が出て、その何倍もの数の方が遺族となります。また、災害の影響で精神や身体に重度の障がいが残る人も少なくありません。災害弔慰金は災害で死亡した人の遺族に、災害障害見舞金は災害で重度の障がいを負った人に支給される金銭で、その支給について定める法律です。

## 終わりに・・・

この資料をご覧いただいた市区町村職員の皆様へ・・・

災害は、どの地域でも起こります。

この資料は、私たち宇土市職員が平成28年熊本地震発災後に経験した被災者支援業務から得た「これだけは伝えたい」ということにしぼって記録した資料です。

どんなことが起こったのか・・・。

何を必要としたのか・・・。

事前に準備すべきことは何か・・・。

限られた誌面で全てを伝えることは難しいですが、この資料を見ていただき、今後の災害対策の一助にいただければ幸いです。

・・・ 宇土市のゆるキャラ「うとん行長しゃん」もよろしくなのだ♪





作成日：令和2年1月31日